

平成26年2月臨時会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成25年度2月補正予算関係(経済対策関係))

教 育 委 員 会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年2月臨時会 議案説明資料目次（2月補正予算関係（経済対策関係））

教育委員会

【予算関係】
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		教育環境課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
	3 繰越明許費に関する調書		4

【予算関係以外】
（報告）

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成25年12月25日専決)	人権教育課	5
	(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成26年1月9日専決)	人権教育課	6
	(11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成26年1月31日専決)	人権教育課	7
第4号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課	8

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
教育環境課	6,267,819	74,746	6,342,565	11,071			63,675	
合計	70,451,566	74,746	70,526,312	11,071			63,675	
(一般関係)								
教育環境課	(新)特別支援学校エアコン整備事業費							

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

10款 教育費

5項 特殊学校費

教育環境課（内線：7933）

2目 特別支援学校費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 特別支援学校 エアコン整備事業費	0	74,746	74,746	11,071			63,675	
トータルコスト	0	74,746	74,746	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託、工事内容の調整				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の概要

国の経済対策を活用し、特別支援学校の老朽化したエアコンの更新を行う。

2 事業内容

（単位：千円）

学校名	更新台数	委託料	工事請負費	合計	備考
鳥取盲学校	15台	1,025	15,100	16,125	平成7年度導入 14台 18年経過 平成8年度導入 1台 17年経過
白兔養護学校	49台	2,636	55,985	58,621	平成9年度導入 15台 16年経過 平成10年度導入 1台 15年経過 平成13年度導入 33台 12年経過 ※塩害のため状態が悪く、更新が急がれる。
合計	64台	3,661	71,085	74,746	

3 これまでの取り組み状況

特別支援学校のエアコン整備は平成3年度から整備を始め、平成15年度には全教室に導入を完了したが、導入から11～23年経過し、老朽化が進行している。

今後は、老朽化の状況等を判断しながら、計画的に順次更新を行っていく予定である。

平成25年度 2月補正(経済対策関係)予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

款 項 目	10款 教育費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	5項 特殊学校費			2目 特別支援学校費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,868,084		1,868,084	165,270		165,270	165,270		165,270	
2 給 料	26,966,878		26,966,878	2,934,073		2,934,073	2,934,073		2,934,073	
3 職 員 手 当 等	17,352,285		17,352,285	1,635,533		1,635,533	1,635,533		1,635,533	
4 共 済 費	9,487,710		9,487,710	1,025,766		1,025,766	1,025,766		1,025,766	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	109,743		109,743							
7 賃 金	35,058		35,058	4,948		4,948	4,948		4,948	
8 報 償 費	159,573		159,573	7,191		7,191	1,725		1,725	
9 旅 費	616,583		616,583	36,108		36,108	1,265		1,265	
費 用 弁 償	22,868		22,868	293		293	241		241	
普 通 旅 費	511,516		511,516	33,879		33,879	364		364	
特 別 旅 費	82,199		82,199	1,936		1,936	660		660	
10 交 際 費	360		360							
11 需 用 費	1,316,649		1,316,649	177,680		177,680	16,267		16,267	
12 役 務 費	265,538		265,538	13,753		13,753	190		190	
13 委 託 料	4,540,460	3,661	4,544,121	70,561	3,661	74,222	23,048	3,661	26,709	
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,087,953		1,087,953	11,567		11,567	100		100	
15 工 事 請 負 費	4,601,645	71,085	4,672,730	199,828	71,085	270,913	199,828	71,085	270,913	
16 原 材 料 費	6,624		6,624							
17 公 有 財 産 購 入 費	4,640		4,640							
18 備 品 購 入 費	409,753		409,753	63,565		63,565	45,055		45,055	
19 負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	836,107		836,107	10		10	10		10	
20 扶 助 費	119,153		119,153							
21 貸 付 金	1,344		1,344							
22 補 償 及 び 補 填 金 及 び 賠 償 金	58		58							
23 債 還 金 及 利 子 料 及 び 割 引	77,206		77,206							
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	58,030		58,030							
26 寄 付 金										
27 公 課 費	641		641							
28 繰 出 金	529,491		529,491							
予 備 費										
計	70,451,566	74,746	70,526,312	6,345,853	74,746	6,420,599	6,053,078	74,746	6,127,824	
財 国 庫 支 出 金	10,452,430	11,071	10,463,501	753,963	11,071	765,034	752,668	11,071	763,739	
源 地 方 債	2,114,000		2,114,000	143,000		143,000	143,000		143,000	
内 そ の 他	4,157,953		4,157,953	31,086		31,086	28,424		28,424	
訳 一 般 財 源	53,727,183	63,675	53,790,858	5,417,804	63,675	5,481,479	5,128,986	63,675	5,192,661	

繰越明許費に関する調書

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考
10 教育費	5 特殊学校費	2 特別支援学校費	特別支援学校エアコン整備 事業費	千円 74,746	千円 74,746	年度内の事業完了が困難なことから、翌年度に繰り越すもの。
計				74,746	74,746	

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について</p> <p>(平成25年12月25日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方</p> <p>八頭郡八頭町 個人1名(借受者)</p> <p>(2) 請求の趣旨</p> <p>鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針</p> <p>第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名	議会の委任による専決処分 ¹ の報告について (2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年1月9日専決)																
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者(借受者及び借受者の連帯保証人)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																
理由及び概要	2 概要 (1) 和解の要旨																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>東伯郡北栄町内 個人 2名 (借受者及び借受者の連帯保証人)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を 求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、209,750円(内訳 進学奨励資金の未返還額203,800円、支払督促申立手数料4,450円、追納手数料1,500円)を平成26年1月から平成27年7月まで、連帯して、毎月月末までに7,000円(平成26年8月にあつては57,000円)を県に支払うこと。 ② 平成27年8月末までに26,750円を県に支払うこと。 ③ 相手方が支払を怠り、14,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	東伯郡北栄町内 個人 2名 (借受者及び借受者の連帯保証人)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を 求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、209,750円(内訳 進学奨励資金の未返還額203,800円、支払督促申立手数料4,450円、追納手数料1,500円)を平成26年1月から平成27年7月まで、連帯して、毎月月末までに7,000円(平成26年8月にあつては57,000円)を県に支払うこと。 ② 平成27年8月末までに26,750円を県に支払うこと。 ③ 相手方が支払を怠り、14,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要															
相手方	東伯郡北栄町内 個人 2名 (借受者及び借受者の連帯保証人)	同左															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を 求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、209,750円(内訳 進学奨励資金の未返還額203,800円、支払督促申立手数料4,450円、追納手数料1,500円)を平成26年1月から平成27年7月まで、連帯して、毎月月末までに7,000円(平成26年8月にあつては57,000円)を県に支払うこと。 ② 平成27年8月末までに26,750円を県に支払うこと。 ③ 相手方が支払を怠り、14,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
	(2) 和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について (11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年1月31日専決)		
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還金の滞納者(借受者)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。		
及び概要	2 概要 (1) 和解の要旨		
	区分	訴訟の概要	和解の概要
	相手方	八頭郡八頭町内 個人 2名 (借受者及び利害関係人)	同左
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。
	額	未返還金全額	同左
	返還方法	一括返還	① 相手方は、394,872円(内訳 進学奨励資金の未返還額 387,972円、延滞金、支払督促申立手続費用 4,400円、追納手数料 2,500円)を平成26年2月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあっては4,872円)県に支払うこと。 ② 利害関係人は、借受人の①の債務を連帯保証する。 ③ 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
	(2) 和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。		

長期継続契約の締結状況について

報告第4号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	智頭農林高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1式	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	305,520	平成25年11月1日 ～平成30年10月31日	鳥取県立智頭農 林高等学校